

暴力団対策に関する有識者会議報告書について

1 有識者会議の実施

- 九州地区で継続する対立抗争事件や、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者への襲撃事件等の状況等を踏まえ、暴力団対策法による規制の在り方を検討。同法改正については、福岡県等からも強い要望。
- 構成は、憲法、行政法等の関係学界、法曹界、言論界、金融・建設等の関係業界、関係地方公共団体からの有識者合計13人（座長は川端博・明治大学法科大学院教授（刑法））。
- 会議では、警察庁で検討中の同法改正骨子案について詳細な議論が行われ、結果を取りまとめた「暴力団対策に関する有識者会議報告書」が5日、警察庁に提出。

2 報告書の概要

- 骨子案は、最近の暴力団情勢を踏まえた必要かつ目的にかなったものであり、内容も妥当として基本的に了承。会議での指摘事項を踏まえて法律案の立案を進めるよう求めるとともに、その速やかな成立及び効果的かつ適切な運用を期待。

<議論の中で指摘のあった主な事項>

- ▶ 市民に対する危害を防止するための規制強化について、特に危険性が高いと認められる場合に限定した規制であれば許容されるが、認定はしっかりと行う必要があるとの意見のほか、厳しく運用しすぎて適用できないということのないようにすべきとの意見があった。
- ▶ 事業者への襲撃事件を踏まえ、保護対策に万全を尽くすべき。
- ▶ 適格団体による事務所使用差止請求制度については、現場の実務を踏まえた即戦力となる改正であり是非行うべき。
- ▶ 暴力団対策法の罰則は不十分であり、厳罰化すべき。

3 今後の予定

報告書で指摘された事項を踏まえつつ、次期通常国会への法案提出を目指して引き続き検討作業を進めていく。